

株式分割に関する基準日設定公告

2026年1月14日

株主各位

名古屋市東区東桜一丁目13番3号
株式会社アールプランナー
代表取締役社長 梢 政樹

当社は、2026年1月5日開催の取締役会において、2026年2月1日（日曜日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年1月31日（土曜日）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2026年1月30日（金曜日））と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年2月1日（日曜日）付をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を1,600万株から3,200万株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年3月上旬にお届出住所にお送りする予定です。
- 2026年2月1日（日曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等又は特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
 - 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

連絡先 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）